

宛先： 辻恭子・俊雄代理人 弁護士 谷 直樹 様  
写し： 岩永・新富法律事務所 弁護士 岩永 隆之 様  
西山キミエ 成年後見人 安部 高樹 様  
濱崎 浩・朱美 様  
辻 竜也 様  
西山 円 様

道後湯之町 西山 紀男

件名： 西山キミエ葬儀について、キミエ 孫の辻朱美夫妻にお知らせします

参照： 2022/03/18付 E-mail from info@n-inter-law.com (書簡末尾に添付)

2022年3月11日付で、濱崎浩・朱美様宛に送付した書簡は、辻恭子が西山家の葬儀にまで繰り返し介入してきた経緯をお知らせしました。

然るに、辻代理人谷弁護士からの返信(参照メール)は、その本筋と全くかけ離れたものです。

その内容は、

「お送りいただいた書簡写しを見ますと、濱崎浩・朱美両氏に対し、これまでの辻氏らとの間でやりとりした書簡等の写しを送付されたことがうかがえます。

辻氏と西山様との間のやりとりは**家系に関する機微に触れる事柄を多く含むもの**です。

こうした書面を辻竜也氏らに宛ててお送りすることはお控えいただくようお願いしておりました。

濱崎浩・朱美両氏に対する書簡の写しの送付についても同様です。

また、上記お願いにも関わらず、辻竜也氏らに宛てた書簡の写しの送付も継続されているようです。」

と記述されています。

当文中の「家系に関する機微に触れる事柄を多く含むもの」とは、一体何を指しているのか？

過去の書簡、2021年 10月 12日付「ご通知」には、次のように記載されていました。

「竜也氏に対する書面の送付、**特に統合失調症などの機微に触れる情報を含む書面**の送付は恭子氏のプライバシー及び名誉を侵害するおそれのある行為であり行わないよう貴殿らに対し要請済みでした。」

当書簡「ご通知」については、2021/10/19付書簡「辻達也宛の書面送付について」を以て、既に返信しています。

その要点は、次です。

(1) 辻恭子が西山キミエ母の資産資料を隠蔽しており、トラブル状態が続いていること。

裁判には時間がかかる。竜也は「何も知らなかった。知らされなかった。」では済まされない。

(2) 特に統合失調症などの機微に触れる情報を含む書面の送付の件。

2013年4月1日施行の「障害者総合支援法」には、

- ・精神障害者は基本的人権を享有する個人として尊重されるものである。
- ・全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

と定義されています。

2021年10月12日付書簡「ご通知」に記述された内容「特に統合失調症などの機微に触れる情報を含む書面の送付は行なわないよう要請」は、当法律に違反するものです。

更に、民法が禁止している「公序良俗に反する行為」と言えます。

精神障害者に対する偏見に基づく差別、精神障害者の存在を隠す、社会から抹消する、などの言動は禁止されています。

依って、今後も血族(達也、朱美)への写しの送付は継続します。

以下、美年子記

## 「機微」について、

「機微」を広辞苑で引くと、容易に察せられない微妙な事情、趣きと記述されています。

「機微」の言葉の意味を知らないで書面にしています。

西山に精神病患者がいることは機微ではない、現実であり、事実である。

西山和子、西山紘二、西山昌子、この3人は、西山に生まれてきたばかりに、理不尽に精神病患者となったものです。

西山紀男、辻恭子にも精神病の遺伝因子は存在しています。

西山キミエ母の子供として、相続権は和子、紘二にもあります。

キミエ母と恭子が病者を親族間にも隠していたことが原因で、種々の問題が発生しています。

これらは、精神病に対する差別と偏見です。

竜也、朱美への書面の送付は、血族、姻族間のみで、世間一般へは公開していません。

辻恭子、俊雄は、精神病と精神医療について知識だけでも学んで欲しい。

インターネットや専門書で調べられます。

道ノ尾病院外来に予約をとり、和子担当の医師に会って、お尋ねください。

30分くらいの面談をしていただくと、精神病についての理解が得られます。

美年子は、藤沢の三吉医師、松山の笠陽一郎医師、旭修司医師に会って、遺伝について詳しく説明してもらいました。

キミエ母と恭子は、障害者2人の所有する資産からの賃料を長年に亘り横領していました。

辻俊雄は、水、電気、等の生活費もキミエの口座から引落していました。

この他にも裁判にする案件が存在しています。

キミエ母、和子にそれぞれ成年後見人が選任されました。

恭子の隠蔽、横領、窃盗、が分りました。

窃盗は、諫早の土地2件分の売買契約書。

通帳の一部などを後見人に渡してない。

裁判は、水、電気問題だけでも訴訟すると10年はかかります。

ただただ、辻俊雄が名義変更をしなかっただけの問題で大騒ぎになっています。

10年後は、紀男は92歳、恭子は86歳でしょうか？

途中で、紀男、恭子に万が一のことがあった場合は、円、竜也に引き継がれます。

それまで、この訴訟を抱えて生きていくのです。

憎しみと悲しさが残るだけです。

## 喪主について、

恭子さんが何故、喪主にこだわるのか分かりません。

ご自分が100歳まで生きた時、喪主を朱美さんに頼まれるのですね。

長男の竜也くんを差し置いて、濱崎さんは、「辻の喪主をしたい。」とは仰らないでしょう。

辻俊雄は主体性がなく、恭子の言うなりです。

**3月4日付、喪主についての書面に対して未だ返事がありません、詫び状也没有せん。**

4月26日、かいごの花みずきに電話したら、3月17日、105歳の誕生日、花束を贈った時とまったく変化なく、表情も顔色も良く、爽やかな状態だ、と聞きました。

まだまだ時間がありそうです。

恭子さんはキミエ母の喪主をしたいのですね。

西山家は浄土真宗西本願寺派の門徒です。

恭子さんは他の宗教に宗旨替えをなさったのですか？ 信仰は自由です。

恭子さんがお付き合いしているお寺、または辻家の菩提寺に行って、キミエ母の法名を院号にでもらってください。

長延寺からいただいた法名はお気に召さなかったのですね。

その場合の葬儀代並びに法名代は西山家からは支出しません。

辻家のお墓に納骨なさるとよいでしょう。

西山家の菩提寺、長延寺墓の墓碑、にはキミエの名前は刻まない、と紀男は言っています。

以上は、美年子の思いです。

**紀男は、民法により、他家へ行った恭子ではなく、自身が喪主を務め、キミエ母の葬儀を挙ります。**

**どうするのか？ 至急に返事(詫び状)をください。**

**詫び状が来なければ、辻一族の入場を排除して、葬儀を実施します。**

## 相続について、

夫紀男は、法律どおり、公正に4人(3人)で相続をしよう、と決心していました。

それなのに恭子は、相続を大局として捉えきれず、あれやこれやと重箱の隅をつつくように、

辻家の人間が西山家に介入してきました。

これらは全て兄に対する「見くぶり」である。

残された財産はごく僅かなのに、後見人と弁護士が3人も入っており、尋常ではない。

今回の兄、妹のトラブルを通じて、

恭子さんほど強い人に初めて出会いました。

「自分は絶対に正しいと言う信念」自信と誇りを持っていらっやいます。

嘘をついても、人を裏切っても恥じない、平常心を保っていらっやる。

専業主婦ではなく、ナガセのお仕事をなさったことで強くなられたんですか？

小さなことで、いつも、くよくよしている美年子は、恭子さんから学ばせていただこうと思いました。

**美年子記、終り**

追記、平安社担当の筑紫氏には、「辻恭子からの申し出は断るように」と打合せが済んでいます。

平安社では、西山家の喪主は「西山紀男」と認識しています。

以上、

参照： 2022/03/18付 E-mail info@n-inter-law.com

**Subject:** RE: 再送：西山キミエ葬儀について、辻朱美夫妻にお知らせします

**From:** <info@n-inter-law.com>

**Date:** 2022/03/18 13:50

**To:** '西山紀男 (OCN-air) ' <qqcm2mg9k@air.ocn.ne.jp>

西山紀男様

辻恭子・俊雄両氏の代理人としてご連絡差し上げます。

書簡写し及びメールを拝受しました。

お送りいただいた書簡写しを見ますと、濱崎浩・朱美両氏に対し、これまでの辻氏らとの間でやりとりした書簡等の写しを送付されたことがうかがえます。

辻氏と西山様との間のやりとりは家系に関する機微に触れる事柄を多く含むものです。

こうした書面を辻竜也氏らに宛ててお送りすることはお控えいただくようお願いしておりました。

濱崎浩・朱美両氏に対する書簡の写しの送付についても同様です。

また、上記お願いにも関わらず、辻竜也氏らに宛てた書簡の写しの送付も継続されているようです。

西山様のこうした行為により辻氏らは大きな精神的苦痛を受けております。

略儀ですが本メールにてこうした行為を行わないよう申入れを行います。

西山様におかれましては何卒賢明なご対応をいただきますようお願い申し上げます。

弁護士 谷 直樹